

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和元年12月20日

秋田県後期高齢者医療広域連合代表監査委員 板波 静 一

令和元年度定期監査報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

令和元年12月20日

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員 板波 静一

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員 渡邊 彦兵衛

- 1 監査の対象
秋田県後期高齢者医療広域連合事務局
- 2 監査した期日
令和元年11月29日(金)
- 3 監査の範囲
令和元年度における財務に関する事務の執行(令和元年9月30日現在)
- 4 監査の方法
令和元年度定期監査資料及び事務局の説明を基に、予算経理及び収入、支出事務における合法性、経済性並びに事務事業の執行及び運営状況を監査した。
- 5 監査項目
予算の執行、収入事務、起債及び一時借入金、支出事務、契約事務及び財産管理事務
- 6 監査の結果
事務事業及び予算の執行について、概ね良好であると認められる。ただし、特別会計における「諸収入」の「雑入」について、第三者納付金等の債権確保に関し、関係機関との連携や情報収集を促進し、法令等に基づいた処理を的確に行うことにより、引き続き未収額の縮減に努められたい。